

2021年6月1日(火)午後9時現在

愛知県新型コロナウイルス感染症
対策本部特措法対策チーム

大規模小売店等に対する休業・営業時間短縮協力要請に関する質問と回答 [随時更新]

対 象:1000 m²を超える商業施設(生活必需物資を除く)・遊技場・
遊興施設・サービス業(生活必需サービスを除く)
※特措法第24条第9項に基づく協力要請
適用期間:2021年5月22日(土)から6月20日(日)までの土日

Q1:愛知県 Web ページ掲載中の「生活必需物資販売施設一覧」について、大規模小売店等内の「靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、酒屋、新聞小売業、化粧品小売業、ベビー用品店、農機具店(肥料等含む)」等は、生活必需物資販売施設として、休業協力要請の対象外でよいですか？

A1:お見込みの通りです。

Q2:愛知県 Web ページ掲載中の「生活必需物資販売施設一覧」に載っていないもので、大規模小売店等内で休業協力要請の対象外施設はありますか。

A2:例えば、大規模小売店等内の以下の施設については、休業協力要請の対象外です。

- 花屋
- 書店
- 眼鏡店
- 時計店・腕時計店
- 家具店
- たばこ屋
- 土産物屋
- 携帯電話ショップ
- スポーツ用品店
- 自動車販売・カー用品店
- 自転車店
- 100円ショップ
- 手芸用品店
- 園芸用品店
- 保険代理店
- 理容店・美容院
- 貸衣装屋
- クリーニング店
- 質屋(リサイクルショップ除く) 等

(次ページへ)

(参考)大規模小売店等内の休業協力要請の対象施設

- 玩具店(パズル専門店含む)
- 宝飾品店
- 家電販売店
- ペットショップ(トリミング・ペットフード売場は除く)
- 呉服店(日常生活に必要となるものは除く)
- CD・DVD・ビデオショップ
- CD・DVD・ビデオレンタル
- 金券ショップ
- 旅行代理店
- 写真屋・フォトスタジオ
- 美容サロン・エステティック業・リラクゼーション業
- 古物商・古本屋
- 音楽教室・料理教室等
- 占い店 等

Q3:大規模小売店等内の「映画館」は、休業協力要請の対象ですか？

A3:大規模小売店舗内の「映画館」は、休業協力要請の対象としておりましたが、令和3年6月1日(火)から対象外とします。

Q4:大規模小売店等内の飲食店は、休業協力要請の対象外ですか？

A4:飲食店は、大規模小売店舗内か否かにかかわらず、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に休業要請を行っております。

酒類及びカラオケ設備を提供しない場合は、午後8時までの営業時間短縮を要請しております(詳細は、愛知県緊急事態措置8ページ「別表1」及び「別表2」参照)。

ただし、大規模小売店等の施設管理者の方針に従ってください。

Q5:大規模小売店等内の「スポーツクラブ・ホットヨガ・ヨガスタジオ」は、休業協力要請の対象ですか？

A5:大規模小売店舗内の「スポーツクラブ・ホットヨガ・ヨガスタジオ」は、愛知県緊急事態措置の修正に伴い、令和3年6月1日(火)から休業協力要請の対象外とします。

Q6:大規模小売店等内にある1つの店舗内で、衣料品、家具、雑貨、寝具、おもちゃなど、生活必需物資とそれ以外の様々な物を取り扱っている店舗がありますが、休業協力要請の対象となりますか。

A6:当該店舗内のうち、生活必需物資以外の売場を区切ることができる場合、該当区画に対して協力要請をさせていただきます。

Q7:要請に従わなかった場合、将来的に命令・過料の対象となりますか。

A7:今回、飲食店等以外にお願いしております休業協力要請は、特措法第24条第9項に基づいて、協力を要請させていただいております。

このため、飲食店への「休業要請」とは異なり、命令・過料の対象とはなりません。